

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

宍粟市長 福元 晶三

市町村名 (市町村コード)	宍粟市 (28227)
地域名 (地域内農業集落名)	中広瀬地区 (中広瀬)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 7年 1月28日 (第 1 回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

中広瀬地内は用途地域として「1種住居」に指定されている。現状開発が進み農地が住宅地として転用が進んでいるが農地を利用されている農地も点在している。しかしながら利用意向調査では10年後の利用について後継者は未定であるが利用者の大半が継続を希望されており後継者・担い手の確保が急務となっている状況である。
【意向結果】40%が後継者がなく40%がまだ決まっていない状況で現状利用者の80%は現状維持で利用継続する意向を示されているが状況である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

市街地での農地利用であり、施設野菜作付け栽培が主流であり、かつ自家利用となっており今後においても本形態が継続すると考えられる。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	1.8 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

用途地域であり所有者の意向により転用も可能なため現状当地区において地域計画の区域設定は難しいと考える。現状では、所有者個々の意見を最優先にする方向が望ましいため今後地域で検討する

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
今後検討
(2)農地中間管理機構の活用方針
今後検討
(3)基盤整備事業への取組方針
今後検討
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
特になし

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

--